

習志野市立東習志野小学校 いじめ防止基本方針

いじめはどの学校にも、また、誰にでも発生するおそれがある。安全・安心な学校づくりは学校経営の基本であるとの認識のもと、いじめ防止対策推進法（以下、「法」という）、国のいじめ防止基本方針に則り、次のような方針でいじめ問題に取り組む。

1 基本理念

いじめはどの学校でも、また、誰に発生してもおかしくないとの認識のもと、“いじめは絶対に許さない”という信念を持ち、全教育活動を通して、その未然防止にあたる。また、早期発見・早期対応を旨とする。いじめを認知した場合は、いじめを受けている児童の保護とケアを第一とし、同時に、いじめを行っている児童に対し保護者、関係機関との連携のもと、組織的に適切かつ迅速な指導・支援等に取り組む。いじめは絶対に許さないという基本方針を教職員・児童・保護者・地域住民と共有することで、いじめのない学校を実現する。

(いじめの定義)

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの

—「法」第二条—

(いじめの禁止)

児童は、学校の内外を問わずいじめを行ってはならない。またいじめを見過ごしてはいけない。

(学校及び職員の責務)

すべての児童が安心して学校生活を送ることができるように、保護者や地域・関係機関と密接な連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、迅速かつ適切にこれに対処し、さらにその再発防止に取り組む。

2 「いじめ防止委員会」の設置

いじめの問題に取り組むにあたって、中核となる組織として「いじめ防止委員会」を設置する。

(1) 委員

基本的には、既存の「生徒指導委員会」を「いじめ防止委員会」とするが、固定的なものではなく、協議や対応する内容に応じて学年主任・担任等を交え、柔軟に対応するものとする。(校長・教頭・生徒指導主任・各学年1名・教育相談コーディネーター・養護教諭・専科・特別支援コーディネーター・*スクールカウンセラー・*民生委員・*PTA 会長・*学校評議員) *印の委員は校長が必要と認めた際に招集する

(2) 役割

「いじめ防止基本方針」に基づく取り組みの実施や、具体的な年間計画の作成・実施・検証・修正の中核となる。また、いじめの相談や通報の窓口となり、情報の収集や記録、共有の場としての役割を担う。

(3) 定例会・臨時会

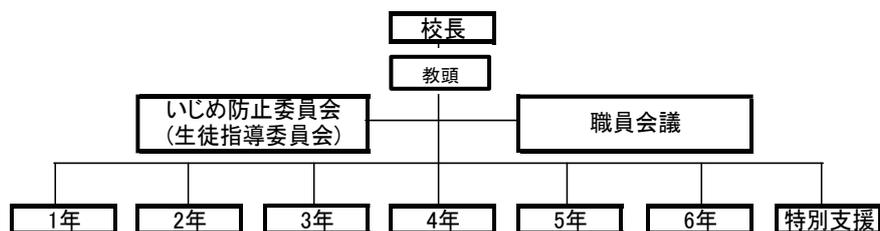
○定例委員会——月1回定例委員会(生徒指導委員会を兼ねる)を開き、情報の共有・対応策検討を行う。(年11回)

○臨時委員会——緊急性のあるいじめが発覚した場合、緊急な対応が必要とされる場合等を開き、事実確認や対応の検討を行うと共に、必要に応じて関係機関と連携をとる。

※職員会議において、いじめ防止委員会の内容を報告し、全職員で共有する。

さらに各学年から、生徒指導上の気になる児童について報告し合い、より大勢の目で当該児童を見守る。

(4) 組織図



3 未然防止のための取り組み

児童一人ひとりが認められ、互いに相手を思いやる雰囲気作りに学校全体で取り組む。また教師一人ひとりがわかりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着をはかるとともに学習に対する達成感・成就感を味わい自尊感情を育むことができるよう努める。

- ① 生徒指導の機能を生かしたわかる授業を実践する。
- ② 道徳教育の充実を図るとともに、全学年において必ずいじめに関連した教材を扱う。
- ③ 道徳の時間を要とし、学校の教育活動全体を通じて学校行事や教科との密接な関連を図りながら補充・深化・統合し、道徳的心情や実践力を育成していく。
- ④ なかよしタイムや清掃活動における異学年交流や幼小関連、地域のお年寄りとの交流を活発に推進することで、思いやりの心を育てる。
- ⑤ 体験活動の充実を図り、豊かな心を育む教育を推進する。
- ⑥ ネット上におけるいじめや情報モラルについて、定期的に全職員で研修を行う。
- ⑦ 学年の発達段階に応じた情報モラル教育を推進する。
- ⑧ 全校朝会や代表委員会等により、あいさつ運動や互いの良さを認め合う集会等を行うことで、自発的な活動を促し、コミュニケーション力を育成する。
- ⑨ 学級懇談会や PTA 定例会等でいじめに関する議題を取り上げ、学校・家庭・地域が一体となっていじめを許さない機運の醸成をはかる。
- ⑩ 家庭、地域との基本理念の共有及び啓発活動の充実を図る
各種便り、ホームページ、懇談会、まちづくり会議等
- ⑪ 体罰や暴力、暴言などいじめを助長する行為のない学校づくりを推進する。
- ⑫ 過度の競争意識や勝利至上主義等が、いじめの原因とならないよう留意する。

4 いじめの早期発見・早期解決に向けての取り組み

すべての教職員が児童の様子を見守り、日常的な観察をていねいに行うことにより、児童の小さな変化を見逃さないようにする。いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、校長以下すべての教職員が対応を協議し、的確な役割分担をして迅速にいじめ問題の解決にあたることとする。

- ① 「学校生活に関するアンケート」を各学期1回実施し、児童の悩みや人間関係の状況を把握する。
- ② いじめアンケート実施後、教育相談週間を設ける。いじめアンケートに「いじめがある」と回答した児童だけではなく、学級全児童と担任が一对一で教育相談を実施する。児童の交友関係等、学校生活の現状を把握し、学級担任との関係づくりに努める。
- ③ 毎月第2水曜日を「教育相談日」とし、保護者が担任だけでなく管理職を含めどの職員にも相談できる日とする。
- ④ いじめを認知した場合は、情報収集を綿密に行い、事実確認をした上でいじめられている児童の心身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対して

は保護者への指導を含め、毅然とした態度で対応にあたる。

- ⑤ 学級や学年内の友達がいじめの傍観者とならないよう、個人指導だけでなく全体指導にも適切に行うよう配慮する。
- ⑥ いじめを受けた児童の精神的なケアのため、相談の窓口を設け、養護教諭やスクールカウンセラーと連携をとりながら、通報の窓口も設け、適切な指導・支援を行っていく。
- ⑦ いじめ問題が起きたときには、家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取り組みについての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。また関係機関や専門家とも協力して解決にあたり、決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。
- ⑧ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。
- ⑨ 児童の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いやその恐れ、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、速やかに教育委員会に報告をし、教育委員会と協議の上当該事案に対処する組織を設置して、解決にあたる。
- ⑩ 授業時間外においても児童の人間関係を観察し、日常的にいじめの早期発見に取り組む。

5 いじめを認知した場合の対応

いじめを認知した場合、いじめられている児童の安全確保を第一に、また、関係機関と連携を図りながらいじめている児童の指導に当たり、いじめの解消および再発防止に取り組む。状況により、次の第1次対応及び第2次対応をとる

【第1次対応】

- (1) 事実の確認—当該学年の複数職員が加害児童、被害児童、周辺の児童への聴き取り調査を実施。記録は保管する
- (2) 学年で情報共有、対策検討
 - ①被害児童の安全確保—状況により安全確保のための措置をとる。徹底して守り通すことを本人と保護者に話す。
 - ②加害児童の指導——学年でチームを編成し、保護者との連携のもと指導を行う。いじめの行為については毅然と指導し、加害児童が抱える問題がある場合は教育相談等も適宜行いその解消も図る。被害児童が非常に恐れている場合には、加害児童の別室登校等必要な措置を講じる。
 - ③全体への指導——被害児童、加害児童を取り巻いている傍観者となっている児童へ全体指導を行い、いじめの拡大や再発を防止する。

- ④いじめ防止委員会へ報告一定例会を通して、事実関係・指導内容・指導の経過について報告する。(緊急性のある場合は事実確認後すぐに報告)
- ⑤見守り——いじめ防止委員会定例会で、当該学年からの報告を受け、長期的な見守りを行う。

【第2次対応】

- (1) いじめ防止委員会で事実を確認—当該学年から事実についての報告を受ける。
- (2) 対応チームを編成—学年の枠を超えて専門家・関係機関との連携のもとチームを編成する。
「教頭、生徒指導主任、学年主任、担任、教育相談コーディネーター、養護教諭 等」
- (3) 対応策・指導方針の検討—必要に応じて、児童相談所、警察等の関係機関と連携を取りながら対応策を検討
- (4) 加害児童の指導——保護者と共同で組織的に指導を行う。いじめの行為については毅然と指導し、また、加害児童が抱える問題がある場合は教育相談等も適宜行いその解消も図る。必要に応じて児童相談所、警察などの関係機関と連携し指導に取り組む。

※被害児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求め。 —「法」23条—
 ※被害児童、その他の児童の教育権を保証するために、必要な場合は教育委員会と連携し、加害児童の出席停止制度の適正運用を検討する。 —「法」26条—

- (5) 被害児童のケア——被害児童に精神的なケアを要する場合、養護教諭、スクールカウンセラー及び関係機関と連携をとり、必要な措置を講ずる。
- (6) 解消後の見守り——いじめ防止委員会定例会で、当該学年からの報告を受け、長期的な見守りを行う。
- (7) 職員全体で事例の共有（研修）
全職員でいじめに対する背景・事実関係・指導・経過を確認し、いじめ問題の未然防止・解消・再発防止に資する。

6 重大事態への対処

重大事態が発生した場合、次のように対処する

重大事態の定義

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生

じた疑いがあると認めるとき。

- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

—「法」28条—

(1) 重大事態が発生した場合の対応

発見者→担任→学年主任→教頭→校長

校長→習志野市教育委員会指導課→教育長

(Tel 451-1132)

葛南教育事務所

(2) 事実関係を明らかにするための調査

- ① 当該学年全体に対していじめ防止委員会作成のアンケートを実施する。アンケートについては、必ずしも記名を求めず、安心して自由に記述できるよう配慮する。
- ② アンケートは自宅で記入させ、封筒に入れて提出させ、秘密保持に配慮する。
- ③ 調査結果は教育委員会に報告するとともに、保護者に必要な情報を適切に提供する。

(3) 関係機関との連携

習志野警察 (Tel 474-0110) 実籾交番 (Tel 477-8998)

中央児童相談所 (Tel 043-253-4101) 習志野市子育て支援課 (Tel 453-9203)

習志野市総合教育センター (Tel 475-8341)

文部科学省 24時間子供 SOS ダイヤル (Tel 0120-0-78310)

(4) 報道対応

- ① 窓口の一本化——報道関係者からの問い合わせは教頭が行う。
- ② 事実を簡潔に答える。
- ③ 嘘や隠蔽は厳禁。
- ④ 不明なことを憶測で話さない。
- ⑤ 個人情報など答えられないものははっきりと断る。
- ⑥ 記者の間違いははっきりと正す。

7 公表・点検・評価

- (1) 「いじめ防止基本方針」は年度当初に家庭・地域に公表し、いじめ防止について協力を得る。
- (2) 「いじめ防止基本方針」は毎年度、教育課程編成アンケートを通して見直しを行う
- (3) いじめ問題への取り組みは、「学校評価」の中で保護者・職員から評価を受ける。また、必要に応じて評価をもとにいじめ防止委員会で課題を明らかにし、「いじめ防止基本方針」に適宜修正を加え、次年度の改善に結び付ける。